

## 1 金沢 志津夫 議員

- 1 国の物価高騰対策に関する低所得者への財政支援を
- 2 「海の森」づくりで二酸化炭素の削減を
- 3 スルメイカ漁を生業とする沿岸小型船の生活を守れ



### 1 国の物価高騰対策に関する低所得者への財政支援を

高市内閣は、経済対策として21兆3千億円規模の補正予算を発表した。家庭向け支援として所得税減税や電気・ガス料金を3か月で7千円、子育て応援手当一人2万円の支給などが提示されている一方、トランプ関税に特化した予算も組入れ、国民が切望する消費税減税や食料品の非課税措置に踏み込む事ができず、かなり限定的な対策で、これでは物価高で苦しむ国民の救済支援とはほど遠く、底辺で生活している人々の財政支援になっておりません。

特に、冬期間生活する町民にとって灯油の高騰は深刻で、福祉灯油の対象から外れている単身世帯や生活保護基準よりも低い所得で働いている低所得者、国民年金だけの生活者にとって、異常な物価高騰は日々の生活に負担が強いられており、大変な思いで暮らしている町民への更なる財政支援が必要と思われます。

1、この度の国の経済対策に伴い、町への配分の内訳と額はどの程度と試算されますか。町として町民への経済対策はどのように行い、時期は何時になるのか。また、国で進めている自治体の判断によるお米券の取扱いは。今後、地方交付税などを活用した自治体への新たな交付措置等はあるのか、伺います。

自治体の裁量で実施する物価高騰対策や町民に還元できる施策について、町独自の予算措置が必要と思うが町の考えは。冬場を迎える低所得者層へ更なる財政支援が必要と思うが、町の対応を伺います。

原発立地町村に配分されている電源立地地域対策交付金の内、電気料金の助成に活用できる原子力発電施設等周辺地域交付金について、町は全世帯への電気料金の助成ではなく福祉関連予算等に活用しているが、当時からは世帯数も減少しており、ふるさと納税による収入も順調に推移していることから、本来の交付金の目的である町民の電気料金の負担軽減に転ずる時期と考えるが、町の考えを伺います。

## 【答弁】

### 町長：

1項めの、国の経済対策に伴う町への配分の内訳と額は。町民への経済対策はどのように行き、時期は何時になるのか。お米券の取扱いは。今後、地方交付税など活用した自治体への新たな交付措置等はあるのかについてと、2項めの、物価高騰対策や町民に還元できる施策について、町独自の予算措置が必要と思うが町の考えは。また、低所得者層へ更なる財政支援が必要と思うが、町の対応はについては関連がありますので、併せてお答えいたします。

本年11月、国が決定した、強い経済を実現する総合経済対策の3つの柱となる対策のうち、第1の柱の、生活の安全保障・物価高への対応として国からの配分が示されている交付金は2つあり、1つめは、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対する支援のための重点支援地方交付金の交付限度額は、国の補正予算成立後に正式通知されることから、確定的ではありませんが、これまでの国の補正額と本町への配分額から推計しますと、約1億8千万円を見込んでおり、2つめは、国の主導により、0歳から高校3年生までを対象として、1人2万円を支給する、物価高対応子育て応援手当の給付に係る補助金として、約2千5百万円を見込んでおります。

この交付金を活用した今般の物価高への対応については、国からも可能な限り、年内の予算化に向けた迅速な対応を求められていることから、町としましては、重点支援地方交付金を財源として、地域経済活性化と生活者支援等を目的に、全町民を対象とした、いわない地域応援クーポン事業と一般家庭や事業者等の水道基本料金を免除する、水道基本料金免除事業の2事業のほか、物価高対応子育て応援手当の給付事業について、本定例会において、追加議案としての補正予算案を提出したいと考えております。

補正予算案が議決された後の各事業の実施時期につきましては、地域応援クーポン事業は、令和8年1月下旬を目途にクーポン券を配布できるよう準備を取り進め、水道基本料金免除事業は、東地区は令和8年1月請求分、西地区は2月請求分の基本料金の免除を、また、物価高対応子育て応援手当は、3月中旬の給付開始に向けて準備を取り進めたいと考えております。

次に、お米券の取扱いについてであります。国からは、重点支援地方交付金の生活者に対する支援事業の例示として、プレミアム商品券や電子クーポン、お米券等が示されておりますが、本町においては、食料品や医薬品、灯油などの幅広い用途に活用でき、これまでの4回の配布実績から、お米券ではなく、早期の事業実施が可能で比較的事務経費の削減が図られるクーポン券の配布を選択したところであります。

次に、地方交付税などを活用した自治体への新たな交付措置についてであります。令和6年度は、国の補正予算による再算定において、地域の経済対策事業の円滑な実施のための財源として、臨時経済対策費が創設され、これによる交付額については、今年度に町独自の取組として実施した、物価高騰対策くらし応援給付金に活用したところでありますが、今年度も、この度の国の補正予算において交付が見込まれており、今後、本町への交付が決定された後には、町独自の支援策を講じるための有効な財源として活用してまいります。

次に、低所得世帯に対する支援につきましては、今般の国の補正予算においては、事業の組み立てが可能な推奨事業メニューのみの配分が示されていることから、限られた財源の中ではありますが、住民の方々や各分野の事業者、低

所得世帯など、幅広く行き渡る効果的な支援策を講じてまいります。

3項めは、電源立地地域対策交付金の内、原子力発電施設等周辺地域交付金について、町民の電気料金の負担軽減に転ずる時期と考えるが、町の考えはについてであります。

電源立地地域対策交付金のうち、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分として区分される枠については、交付規則上、自治体が交付金を受けて自治体の事業に活用する、一括交付事業と地域の電力利用者に給付する、給付金事業のどちらかを自治体が選択する方式となっており、本町では、これまで、一括交付事業を選択しております。

その理由としましては、昭和59年の泊発電所1号機の着工時において、当時の交付条件として、本町は泊村の隣、隣接として交付対象外となることが危惧されたことから、それまで、岩宇4町村一体で発電所の立地に取り組んできた特殊性を訴え、交付要望を重ねた結果、地域の産業振興を目的とする、企業導入、産業近代化事業の用途に限定して交付が認められたという経緯があります。

その後、制度改正により、福祉対策事業等に交付対象が拡大され、現在、周辺地域交付金相当部分は、保健福祉サービス等の町民サービスの提供や文化センター等の公共施設の維持運営費に活用し、現在は町にとって、安定した貴重な財源となっているところであります。

一方、本交付金を電気料金の割引に活用すべきとの意見は、これまで議会の中で議論されてきており、その中では、本町の交付額と電灯契約口数から算出される割引額が、一般家庭で概ね月額450円程度、企業で月額230円程度であることから、従前どおり、保健福祉サービスの確保及び公共施設の整備、維持の費用に計画的に充てることで理解をいただいているところであります。

こうした中で、エネルギー価格の高騰などにより、電気料金の負担も大きくなっていることから、国においては、この度の総合経済対策で、電気、ガス料金負担軽減支援事業を盛り込んでおり、本町においても、これまで、必要に応じた独自の支援策を講じてきているところであります。

こうしたことから、まずは、持続的に歳入、歳出バランスの取れた安定的な財政運営を進めるうえで、本交付金は貴重な財源であるとの認識から、現時点で、電力利用者に給付する、給付金事業へ転換する考えには至っていないところでありますが、エネルギーや食料品価格等の物価高騰が続く中、町民の皆様の負担軽減に対する支援策は、国の交付金や普通交付税などを活用し、引き続き、取り組んでまいります。

## 2 「海の森」づくりで二酸化炭素の削減を

近年の地球温暖化の影響は世界的に洪水や干ばつ、台風の大型化による被害が続出し、地球規模の脱炭素社会の実現が喫緊の課題となっております。

一方でアメリカのトランプ大統領のように、脱炭素の潮流に逆行する勢力も存在して2030年までの二酸化炭素削減の世界的目標が遅れているのも現状であり、わが国においても自治体毎の更なる二酸化炭素削減の取組みが重要との思いから質問いたします。

町は令和6年6月に岩内町ゼロカーボンシティ宣言をし、広く町民に二酸化炭素削減の意義を提唱しましたが、その後の町全体の具体的取組みがどうなっているのか現状と今後の対応を伺います。

昨年度、全国21ヶ所で鉄鋼スラグを活用した藻場再生、海の森プロジェクトで二酸化炭素の吸収と海草の繁茂で磯焼け対策につながる成果が確認されているが、こうした事業を町はどのように評価しているのか伺います。

海の森づくりを推進するには高額な費用が課題となり、製鉄所の協力や肥料づくり、推進計画、事業体の設立などハードルが高い事業ですが、岩内町も率先して森林の2倍の効果を持つとされる海の森づくりに着手し、岩内町ゼロカーボンシティ宣言の町にふさわしい取組みをするべきと考えます。

国の支援も含め早期の事業着手を求めるものですが、町の考えを伺います。

## 【答弁】

### 町長：

1項めは、ゼロカーボンシティ宣言後の町全体の具体的取組みの現状と今後の対応についてであります。

本町では、環境に優しい地域社会の形成と地域が一体となって未来を育むとともに、地域脱炭素を実現するための指針となる、岩内町ゼロカーボンビジョンを策定し、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロとする岩内町ゼロカーボンシティの実現を目指すことを宣言しました。

宣言後の具体的な取組についてでありますが、脱炭素社会の実現には、地域住民や事業者など多様な実施主体との連携、協力が必要であることから、広くゼロカーボンに関する理解促進を図るため、令和6年度及び令和7年度に、岩内町ゼロカーボンフェスタを開催し、体験型イベントによる学習機会の創出など、普及、啓発に努めています。

また、本ビジョンに掲げる重点施策のひとつである再生可能エネルギーの導入に際しましては、自然環境や住環境等へ配慮するため、再生可能エネルギーの設置を進めてよい促進区域と、設置を回避すべき保全区域を明確にし、町内における再生可能エネルギーの導入を適切に誘導していくことを目的とした、再生可能エネルギーゾーニングマップの作成に本年度取り組んでいるところであります。

さらには、事業者としての町の取組については、温室効果ガスを発生させない電気自動車を公用車として計画的に導入することや、電気自動車の電源についても脱炭素化を図るため、庁舎駐車場に太陽光発電設備であるソーラーカーポート及び充電設備の設置を進めており、今後につきましては、ゼロカーボンビジョンを具体的に実行するための計画である地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定を取り進め、温室効果ガスをゼロとするだけではなく、ゼロカーボンに向けた対策を有機的に連携、推進することにより、社会の好循環を促し、町民の皆様が快適に暮らせて地球環境にもやさしい社会の実現に向け、各種事業の推進に取り組んでまいります。

2項めの、全国21ヶ所で鉄鋼スラグを活用した藻場再生、海の森プロジェクトが行われ、成果が確認されているが、こうした事業を町はどのように評価しますかと、3項めの、海の森づくりを推進するには、費用面などハードルが高い事業ですが、岩内町も率先して、海の森づくりに着手し、岩内町ゼロカーボンシティ宣言の町にふさわしい取組みをすべきと考えるが、国の支援も含め早期の事業着手を求めるものですが、町の考えはについては、関連がありますので併せてお答えします。

増毛町など全国各地で取り組まれている鉄鋼スラグを用いた藻場造成につきましては、民間事業者が開発した製品で、磯焼けで藻場が失われた海域に、鉄分を人工的に生成する鉄鋼スラグ製品を埋設し、藻場の再生を図るというものであり、磯焼け対策などにおいて、一定の効果はあるものの、ウニ漁を行う漁場での効果が見られていないことや、費用対効果などの課題もあり、今後、導入地域において具体的な効果検証がなされるものと考えております。

本町におきましては、これまで岩内郡漁業協同組合及び後志地区水産技術普及指導所と連携し、平成30年度から令和6年度まで、敷島内地区の一部前浜において、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、本町の前浜により効果的なものとなるよう、事業内容の改善を図りながら、藻場造成事業を実施して

きたところですが、近年の海水温の上昇などを踏まえ、関係する漁業者などと協議し、今後より効果的な取り組みとなるよう再検討するため、現在は取り組みを中断しているところあります。そのため、海の森づくりを含めた磯焼け対策については、各地域の海水温や栄養塩類の状況、食害生物の生息状況などにより、様々な効果的な手法で、継続的、複合的に取り組んで行かなければならぬものと考えているところであります。また、令和6年に策定しました、岩内町ゼロカーボンビジョンにおいて、2050年までの重点施策の一つとして、ブルーカーボンを町が主体となって推進することから、磯焼け対策を含めた総合的な取り組みを環境分野の視点からも検討が必要と考えております。

こうした中で、海の森づくりは、本町が抱える課題解決において有用であると考えておりますが、藻場造成や基盤の整備費用、経済的効果など、多くの課題も認められるため、まずは、各地で行われている取り組みの費用対効果を含めた成果などの情報収集に努めることが必要と考えていることから、現時点での、海の森づくり事業に着手する考えには至っていないところであります。

いずれにしましても、本町前浜における効果的な磯焼け対策は、優先的に取り組まなければならない事業であることから、引き続き、関係する漁業者からの意見の収集や、岩内郡漁業協同組合及び後志地区水産技術普及指導所などの関係機関との協議を重ねてまいります。

### 3 スルメイカ漁を生業とする沿岸小型船の生活を守れ

近年、岩内港一帯の漁業は、秋サケ漁やスルメイカ漁など回遊魚の記録的不漁で地元経済に大きな打撃を与え、漁業者は困惑と失望の色を隠せない現状にあります。

特にスルメイカ漁は地元の経済に波及効果をもたらす裾野の広い業種で、発砲スチロール製の魚箱、下氷、大量の燃油消費、外来船の寄港による経済効果等、他に類を見ないのがスルメイカ漁の特徴であります。

この度、水産庁は北海道の沿岸小型船に国の漁獲枠を超過したとして、スルメイカ漁の小型船に対し、漁の停止命令を出しましたが、北上するイカについては先取りする地域ほど有利で、しかもそのほとんどは大型漁船により漁獲されたものが大半です。

後取りする立場にある北海道の小型船にとって大きな不公平感があり、実態に見合った漁獲枠の見直しが急務になっています。

これを踏まえ、以下について伺います。

岩内郡漁協に所属するスルメイカ漁の漁船数と今年度の出漁日数、漁獲量はどのように推移しているのか伺います。

町は現行のタック(漁獲可能量)制度に関する規制のあり方や大型船と沿岸小型船との不公平感、先取りに有利な現状をどのように認識していますか。また、国への要望など具体的な対応について伺います。

スルメイカ漁を生業とする漁業者の不安は深刻です。町としてこれら漁業者への支援は一次産業を振興する上でも重要であり、最善の支援策が必要と思われますのでご所見を伺います。

## 【答弁】

### 町長：

1項めは、岩内郡漁協に所属するスルメイカ漁の漁船数と今年度の出漁日数、漁獲量の推移についてであります。

岩内郡漁業協同組合における、スルメイカ漁に着業する隻数は4隻であり、今年度の出漁日数は29日であります。

次に、漁獲量の推移についてであります。過去5年間の北海道水産現勢及び岩内郡漁協における速報値では、令和3年度126トン、令和4年度51トン、令和5年度29トン、令和6年度12トン、令和7年度は11月末現在で13トンとなっております。

2項めは、町は現行のタック、漁獲可能量制度に関する規制のあり方や、大型船と沿岸小型船との不公平感、先取りに有利な現状をどのように認識しているか。また、国への要望など具体的な対応についてであります。

イカ釣り漁業におけるTAC制度は、規模に応じた漁獲管理を行ない、水産資源の適切な保存、管理を図るため、科学的な資源評価と、関係者の意見を取り入れ、国の審議会での議論を経て、農林水産大臣により毎年設定されるものであり、大中型いか釣り漁業などに対して、水産庁長官が直接管理する大臣管理区分と、各都道府県に配分され、小型いか釣り漁業などに対して、都道府県知事が管理する知事管理区分の2つの管理区分に配分されます。

令和7管理年度の小型いか釣り漁業のTACは、全国で5,757トンとされた中で、10月にTAC枠を超過したことにより、小型いか釣り漁業におけるスルメイカの採捕停止命令の手続きが開始され、これにより北海道、青森県、岩手県海域における休漁措置の先行実施の決定がされたところであります。

この措置を受け、10月30日に水産庁に対し、道内選出の国會議員、道議会議員、沿岸部の町村長、漁業関係者などによる、スルメイカTACにかかる緊急要望活動を行ったことを受け、北海道においては知事管理枠が振り分けられ、資源調査の名目で漁が再開されたところであります。

いずれにしましても、この度の事案は、現在の全国一律のTAC制度における課題が浮き彫りになったことにより、国においても、制度内容の見直しの検討が必要であるとの意向が示されたことから、今後の動向を注視しながら、関係機関とともに必要に応じた対応をしてまいります。

3項めは、町としてこれらの漁業者への支援は一次産業を振興する上でも重要であり、最善の支援策が必要と思われるが所見は、についてであります。

イカ釣り漁については、本町のみならず全国的にスルメイカの資源量が激減し、不漁が続いている中で、近年の物価や燃油価格の高騰は漁家経営に大きな影響を与え、大変厳しい状況にあると認識しております。

こうした状況下において、岩内郡漁業協同組合からは、イカ釣り漁業者への支援については、国の漁業経営セーフティネット構築事業により一部補填がなされていると伺っております。

町としましても、令和4年11月に漁業者を含めた、燃料や資材価格高騰の影響を受けた事業者への支援及び、漁業者で燃料を大量に使用するイカ釣り漁業者などを対象とした、町内事業者物価高騰対策支援金を給付するなどしてきましたが、町内の漁業においては様々な種類があることから、現時点では、スルメイカ漁を対象とした新たな個別の支援策の考えには至っておりませんが、今後も岩内郡漁業協同組合と協議しながら、国や北海道の状況を注視し、対応に努めてまいります。